

吉野川水系河川整備計画－吉野川の河川整備(国管理区間)－の策定について

1. 経緯

■ 四国地方整備局では、吉野川水系河川整備計画【案】を平成21年6月1日に公表し、河川法(第16条の2第4項)に基づき関係県知事の意見をお聴きしました。

■ この結果、以下のとおり、関係県知事から四国地方整備局長に対し、意見が提出されました。

- ◆平成21年 7月16日 愛媛県知事
- ◆平成21年 7月27日 香川県知事
- ◆平成21年 8月 7日 徳島県知事
- ◆平成21年 8月24日 高知県知事

■ 四国地方整備局では、関係県知事から提出された意見及び関係機関との協議結果を踏まえ、精査を行った上で、平成21年8月28日、吉野川水系河川整備計画－吉野川の河川整備(国管理区間)－を策定しました。

2. 関係県知事からの意見

■ 関係県知事から提出された意見及び意見に対する四国地方整備局の考え方は、別紙－3の通りです。

3. 関係県知事からの意見の対応

■ 関係県知事の意見のうち、その主旨が河川整備計画【案】に記述されていなかったものは、本文の修正を行いました。

■ 修正箇所の対比については、別紙－4の通りです。